退職されるみなさまへ

~退職時の手続きについて~

I 高知県教職員互助会への提出書類について

高知県教職員互助会の会員(短時間会計年度任用職員及び再任用職員を除く)が退職されるときは、会員資格に応じた手続きが必要です。

また、退職互助部の現職会員が45歳以上で退職された場合、医療費補助金等の給付を受けられる特別会員の資格を取得することができます。退職互助部制度や給付内容等についての説明をお読みのうえ、ご自身の加入パターンに該当する書類をご提出ください。

また、提出書類の様式は、当会ホームページの「各種様式一覧」からダウンロードできます。

会 員 資 格	提出書類
一般互助部のみに加入されている方	・退職慰労金請求書 (※会員期間が満6月以上の方への給付)
一般互助部及び退職互助部に加入されてい る方で退職時の年齢が45才未満の方	・退職慰労金請求書(※会員期間が満6月以上の方への給付)・脱退一時金請求書(※現職中に納入いただいた退職互助部 掛金総額と同額を給付)
一般互助部及び退職互助部に加入されてい る方で退職時の年齢が45歳以上の方	
〇特別会員になるとき (特別会員の資格を取得するとき)	・特別会員異動届 ・配偶者届(配偶者の戸籍添付) ・単身者一時金請求書 ・特別会員届 ・退職慰労金請求書 【加入パターンによって提出書類が異なります。詳細はP8、9をご覧ください。】
〇特別会員にならないとき (特別会員の資格を取得しないとき)	・退職慰労金請求書(※会員期間が満6月以上の方への給付)・脱退一時金請求書(※現職中に納入いただいた退職互助部 掛金総額と同額を給付)

Ⅱ 書類の提出期限、手続きの流れについて

1 提出期限

退職されてから1ヶ月以内ですので、ご注意ください。

※令和5年度末退職者の提出期間は、令和6年3月1日(金)から令和6年 4月30日(火)です。

!!退職後、再任用職員や臨時的任用職員になる方についても必ず手続きが必要です!!

2 手続きの流れ

会員

・手続き書類を互助会事務局へ提出(手続き書類はP.9参照)

· 事務局

- ・ 書類の内容、掛金の納入回数等を確認。
- ・加入健康保険の届出用紙や、残掛金の納付書(該当の方のみ)等を会員の自宅宛に送付。

会員

- ・加入健康保険の届出用紙を作成し互助会事務局へ提出。
- ・残掛金がある場合は納付書で払い込む。

事務局

・特別会員証の交付。

Ⅲ 退職互助部制度について

36歳になる年度の4月1日に**退職互助部の現職会員として**加入いただき、定年で退職されるまで毎月の給料月額(給料+教職調整額+給料の調整額)の8/1000の掛金を給与から控除します。**300回で完納**となり、退職し所定の手続きをとると、その掛金を原資として、退職後に会員本人(特別会員)と配偶者(届出配偶者)に対する医療費の助成等を行います。

(**退職互助部の現職会員が45歳以上**で退職したときに特別会員の資格を取得することができます。また、その配偶者を届出配偶者として資格取得させることができます。)

なお、特別会員の資格を取得できるのは退職時のみです。(退職時に特別会員 資格を取得するのか、取得せずに脱退するのかを選択していただくことになりま す。特別会員資格取得後に脱退することはできませんし、脱退した後で特別会員 資格を取得することもできません。また、再任用期間終了後に手続きはできませ んのでご注意ください。)

1 特別会員の資格取得ができない(資格取得をしない)場合

退職互助部の現職会員が

- ① 45歳未満で退職したとき (45歳未満で退職した場合は、特別会員の資格を取得できません)
- ② 45歳以上で退職し、特別会員の資格取得を希望しないとき ※
- ①または②のいずれかに該当するときは、現職中に納入いただいた退職 互助部掛金総額と同額を給付します。
 - ⇒ 「脱退一時金請求書」を提出してください。 様式は高知県教職員互助会のホームページからダウンロードできます。
 - ※ 特別会員の資格を取得できるのは退職時のみです。

退職後の医療費負担に関わる重要な制度ですので、必ず給付内容等もお読みください。

IV 退職互助部の給付内容等

1 医療費補助金・配偶者医療費補助金

(1) 給付額

特別会員となった月から70歳になる月まで、**受診月別かつ受診医療機関別**に計算して、健康保険での自己負担額(払い戻金等を除く最終的な自己負担額)から、下表の 部分の金額を控除し、0.75を乗じた金額を給付します。給付の対象となる自己負担額は、高額療養費の限度額(ただし、加入する健康保険に附加給付があるときは、附加給付に係る限度額)までです。配偶者医療費補助金も同様です。

補	助	金	名		給	付	額		
	美 の医療費		いかる	{自己負担額 - × 0. 75	- (1,0	00 円+	100 円未	満の端数) }
	偶者の圏 場者医療			{自己負担額 - × 0. 7 5	- (2,0	00 円+	100 円未	満の端数)) }

(2) 支給方法

特別会員からの請求による給付が原則ですが、下表のとおり請求の必要がない場合(受診データに基づき自動的に給付します。)があります。

加入している 健康保険 受 診 者	公立学校共済組合 高 知 支 部 (任意継続組合員、 再任用職員など)	国民健康保険 (高知県内の市町村 に限る)	左記以外の 健康保険
特別会員	自動給付(注1)	自動給付(注2)	請求給付
届出配偶者	自動給付(注1)	自動給付(注2)	請求給付

注1:配偶者以外の家族(子など)の被扶養者になっている方は、請求給付となります。

注2:市町村からの医療費情報提供に関するご本人の同意が必要です。

※ 加入する健康保険に変更があった場合は互助会への届出が必要です。また、加入健康保険の届出が遅れた場合は、遅れた期間について請求手続が必要になる場合があります。

医療費補助金 給付例



特別会員・互助太郎さんの医療費補助金を計算してみましょう。

① 互助太郎さんの4月の医療費は下記のとおりです。

	窓	口自己負担額(健康保険適用後	•)
受診日	A 病院 (入院)	A 病院 (外来)	B 薬局	C 薬局
4月3~10日 (入院)	38,020円			
4月15日		10,200円	2,620円	
4月22日		2,800円	1,200円	
4月29日		880円		350円
4 月 計	38,020円	13,880円	3,820円	350円

2 医療費補助金は、医療機関ごと・月ごと、入院・外来別に計算します。

計算式

給付額 = { 自己負担額 - (1,000 円+100 円未満の端数)} × 0.75

A病院(入院): {38,020 − (1,000円+20円)} × 0.75 = 27,750円

A 病院(外来): {13,880 − (1,000円+80円)} × 0.75 = 9,600円

B薬局 : {3,820 - (1,000円+20円)} × 0.75 = 2,100円

○ 交易 : 控除額(1,000円+100円未満の端数)に満たないため、給付なし。

※届出配偶者の場合は、2,000円と100円未満を控除して計算します。

互助太郎さんには、4月分の医療費補助金として、

39,450円(27,750円+9,600円+2,100円) が給付されます。

入院・手術した場合など、医療費の自己負担額が高額になったときは、高額療 養費の自己負担限度額を対象として補助します。

例)高額療養費の自己負担限度額が57,600円の場合

特別会員 (57,600円 - 1,000円) × 0.75 = 42,450円

届出配偶者(57,600円 - 2,000円)× 0.75 = 41,700円

2 長寿祝金

特別会員が、次の年齢に達したときに給付します。

年 齢	給付額
満70歳に達したとき	1万円
満77歳に達したとき	2万円
満88歳に達したとき	5 万円
満99歳に達したとき	10万円



3 弔慰金

特別会員が死亡したときは、遺族に次のとおり給付します。

要件	給付額
特別会員になった日から1年以内に死亡したとき	7万円
特別会員になった日から1年を超え、2年以内に死亡したとき	5万円
特別会員になった日から2年を超えた日以後に死亡したとき	2万円

4 支部活動

県下7支部(安芸、香美、土長南国、高知、吾川、高岡、幡多)で特別会員 を対象とした様々な活動を行っています。

5 相談室

県内2ヶ所の相談室で、退職互助部の給付等に関することや生活に関する相談をお受けしています。もちろんプライバシーは厳守します。

中央地区:高知会館4階(TEL:088-872-5714)

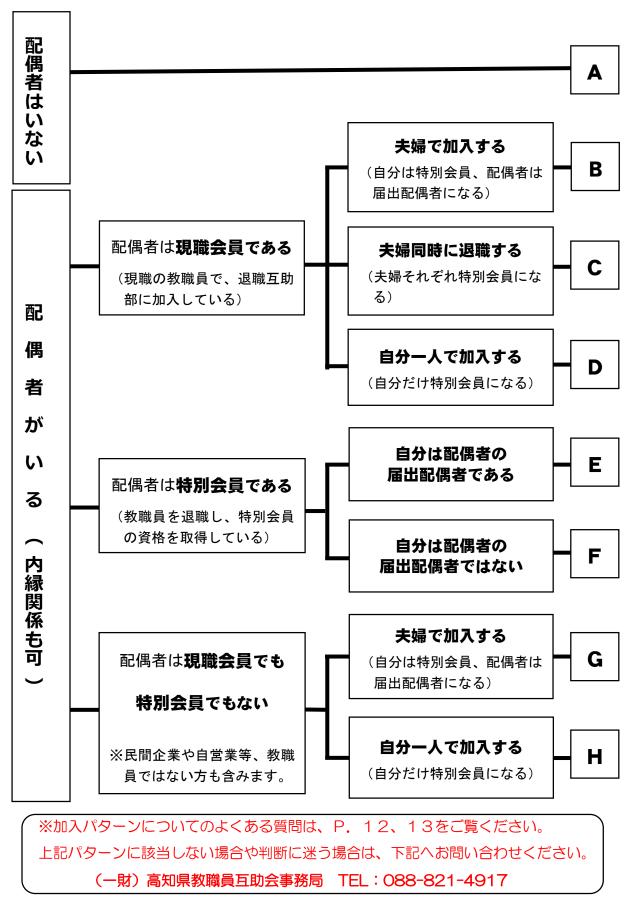
西部地区:高知県幡多総合庁舎3階(TEL:0880-34-1443)

6 厚生事業

年度ごとの予算で内容が決まる事業です。令和 5 年度のおもな厚生事業は次のとおりです。

事業名	内容
入院見舞金	70 歳以上又は 70 歳未満で障害者(身体、精神) 手帳の交付を受けている特別会員が 5 日以上入院したとき、入院の初日から1日につき 2,000円を年度内に 30日を限度に給付します。
旅行補助	退職後1年以上を経過した特別会員が、1泊2日以上で、自己負担額が30,000円以上の旅行をしたとき、10,000円を補助します。ただし、3年に1度の補助となります。
指定宿泊施設 利用補助	特別会員又は届出配偶者が高知会館で宿泊されたとき、1人1泊につき、1,500円を補助(宿泊料金から差引き)します。
サークル活動 支援事業	特別会員がサークル活動に参加し、充実した生活を送ることを支援するため、サークル活動のための会場借上料の一部を助成します。
互助会館運営事業	特別会員の趣味の集いや交流のための活動スペースと して利用いただくために、高知会館の1室を借り上げ ます。
支部活動助成	特別会員の皆さまが親睦と交流を図るために、県下7 支部ごとにいろいろな催しや集いを行います(研修旅行、囲碁・将棋大会、健康管理講座、グラウンドゴルフ 大会などを実施しています。)。 県外在住の特別会員を対象とした県外会員事業も行っています(2年に1度、高知県産品をお贈りします)。
「友の便り」の発行	特別会員相互の絆を確かめあうため、支部ごとに3年 に1度会員の寄稿による「友の便り」を発行します。
弔慰事業	特別会員又は届出配偶者が死亡したとき、地区の世話人が互助会を代表して哀悼の心を表します。

V 加入パターンと提出書類等一覧



		提	出書		
加 入 パターン	特別会員	配偶者届	単身者一時金 請求書	退職慰労金 請求書	特別会員届
	様式 1 記入例 P 1 4	様式 2 記入例 P 1 5	様式3 記入例P16	様式 4 記入例 P 1 7	様式 5 記入例 P 1 8
A	O 様式内の選択 番号は(1)		O	0	0
В	O 様式内の選択 番号は(2)	〇 配偶者の戸籍 添付	×	0	0
С	O 様式内の選択 番号は(5)	×	〇 夫婦どちらか に配偶者の戸 籍添付	0	0
D	O 様式内の選択 番号は(1)	×	0	0	0
E	O 様式内の選択 番号は(4)	×	0	0	0
F	O 様式内の選択 番号は(4)	〇 配偶者の戸籍 添付	0	0	0
G	O 様式内の選択 番号は(3)	〇 配偶者の戸籍 添付	×	0	0
н	O 様式内の選択 番号は(1)	×	0	0	0

VI 退職互助部の掛金について

退職時に納入回数が300回に満たない場合や、60歳未満で退職する場合は不足分を退職時に一括納入いただくこととなります(残掛金・若年者加算金)。

ただし、現職中に積み立てる掛金は、**特別会員及び届出配偶者の資格取得**を想定した率となっていますので、退職時の加入パターンによって、掛金をお返しする場合もあります(単身者一時金)。

項目	内容
残掛金	退職時に掛金納入回数が 300回に満たない場合 は、 不足回数分の掛金を一括納入 していただきます。 ※育児休業を取得された方、市町村や国に転出されたことのある方、早期退職される方、36歳以上で採用された方等が該当します。
若年者加算金	現職会員の退職時の年齢が60歳未満の場合や、届出配偶者の資格を 取得しようとする者の年齢が60歳未満の場合は、その年齢が1歳若 くなるごとに残掛金に10,000円を加算します。
単身者一時金	① 独身の場合や、届出配偶者の資格は取得しない場合 ② 夫婦同時に教職員を退職し、それぞれ特別会員になる場合 ③ 配偶者が教職員を退職し、特別会員になっている場合 ①~③いずれかに該当する場合は、現職中に積み立てていただいた掛金の一部又は全額を単身者一時金として給付します(詳細な加入パターン等はP8~9をご覧ください。)。 ただし、現職会員期間が短い方は、残掛金と相殺されますので、単身者一時金が減額または給付されない場合があります。

- ●残掛金・若年者加算金・・・手続き書類(P9)をご提出いただき、掛金納入回数等を精査した後、ご自宅あてに納付書を送付します。
- ●単身者一時金・・・・・・手続き書類 (P9) をご提出いただき、掛金納入回数等を精査した後、ご本人の口座へ振込みます。

VII 加入パターン別の掛金納入要綱

● P.9の加入パターンが B・G の場合

6歳になる					定年退職と
度の4月					年度の3月
<u></u>	の間、給料月額の	$\frac{8}{1000}$	の掛金率で3	00回納入する	3. _
	300回納	入するこ	とにより完納	となる。	
*	300回に満た力	ない場合	は、残回数分を	を一括納入する	5.
P. 9の加力	しパターンが A	· D ·	H の場合		
	しパターンが A	٠ D ٠	H の場合		定任退職レ
P. 9の加え 6歳になる 度の4月	、パターンが A	٠ D ٠	H の場合		定年退職と 年度の3月
6歳になる 度の4月	、パターンが A の間、給料月額の			00回納入する	年度の3月
6歳になる 度の4月		8 1000	の掛金率で3		年度の3月
6歳になる度の4月	の間、給料月額のの部分に相当する		の掛金率で3	時金として支統	年度の3月 る。

3 6歳になる 年度の4月

この間、給料月額の 8/1000 の掛金率で300回納入

4/1000 (この部分に相当する掛金総額を単身者一時金として支給する。)

4/1000 の掛金率で300回納入することにより完納となる。
* 納入回数が300回に満たない場合は、その不足分を単身者一時金と相殺する。

● P. 9の加入パターンが E の場合



質問	回答
Q1 退職後、再任用職員として引き 続き勤務しますが、手続きは必 要ですか。	はい、必要です。特別会員になる・ならないに関わらず、 再任用前の退職時に必ず手続きをお願いします。
Q2 定年退職後、引き続き臨時的 任用教職員として勤務します が、手続きは必要ですか。	はい、必要です。特別会員になる・ならないに関わらず、 退職時に必ず手続きをお願いします。
Q3 会員期間が短く、掛金納入回数 が少ないのですが、特別会員の 資格は取得できますか。	はい、取得できます。 退職互助部の現職会員で、45歳以上で退職される方で あれば、特別会員の資格を取得できます。現職中の掛金 納入回数が少ない場合は、残掛金を納入していただきま す。
Q4 配偶者は教職員ではないので すが、届出配偶者の資格を取得 できますか。	はい、取得できます。 教職員ではない配偶者(民間で勤務の方、自営業の方など)も、届出配偶者の資格を取得することができます。
Q5 配偶者はすでに退職して特別 会員になっていますが、自分 が届出配偶者になっているの か分かりません。	特別会員には特別会員証(約9cm×15cm、8ページの冊子)が発行されており、届出配偶者であれば、その中に氏名が記載されています。また、互助会事務局(TEL:088-821-4917)へお問合せいただければお調べすることもできます。
Q6 特別会員になって、数年後に脱 退はできますか。	いいえ、できません。 退職時に特別会員資格を取得もしくは脱退するか選択 していただくことになっています。 なお、手続き中に変更を希望する場合(夫婦での加入か ら単身加入へ変更したい場合や、加入から脱退へ変更し たい場合)は、手続き中に互助会事務局(TEL:088-821- 4917)までご連絡ください。
Q7 退職時に脱退しましたが、退職 後に通院が多くなったので、特 別会員の資格を取得したいで すができますか。	いいえ、できません。 退職時に特別会員資格を取得もしくは脱退するか選択 していただくことになっています。

質問	回答
	例)先に退職する方:互助太郎さん 後で退職する方:互助花子さん とします
Q8 夫婦とも教職員で、ともに一般互助部及び退職互助部の会員です。 自分が先に退職しますが、夫婦で加入する(配偶者を届出配偶者にする)場合のメリットを教えてください。	 ●掛金が有利になります ①夫婦で加入する(花子さんが届出配偶者になる)場合 i)太郎さんに係る掛金は、掛金率8/1000+若年者加算金 ii)花子さんが退職して特別会員になる時は、花子さんが現職中に積立てた掛金全額を単身者一時金としてお返しします。 ②ひとりで加入する(花子さんが届出配偶者にならない)場合 i)太郎さんに係る掛金は、掛金率5/1000 ii)花子さんが退職して特別会員になる時の掛金は、掛金率4/1000 ③世帯で見ると、上記①(8/1000+若年者加算金)の方が、②(5/1000+4/1000=9/1000)よりも約1/1000少ない掛金率で夫婦が特別会員になれます。
	●医療費補助給付が有利になります 花子さんは、一般互助部の会員資格と退職互助部の届出配偶 者の資格を併せ持つことになりますので、退職するまで一般 互助部からは医療費補助金が、退職互助部からは配偶者医療 費補助金が給付されます。
Q9 退職後しばらく高知で過ごしてから、高知を離れて県外在住の息子家族と同居する予定です。そのような場合でも給付は受けられますか。	はい。受けられます。 県外に移住された場合でも、特別会員としての給付は受けられます。一部受けられない事業(互助会館や支部活動助成の一部など)もありますが、県外在住の会員のみを対象とした事業(県外会員事業)もあります。
Q10 特別会員になった後は、毎月 の会費などは必要ですか?	いいえ、必要ありません。 退職時に残掛金等の精算をしますので、特別会員になられ た後は給付を受けていただくだけです。
Q11 どのような書類を提出したら いいのか分かりません。	8、9ページの表(VI 加入パターンと提出書類等一覧) で確認できますが、分からないことがあれば、互助会事務 局(TEL:088-821-4917)までお問合せください。

様式第3号

特別会員異動届

令和 6 年 4 月 1 ∃

一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様

氏名 福利 太郎

(共済組合員等記号番号 123456)

互助会退職互助部特別会員となることを希望するのでお届け ●R6.3月中に提出の場合

退職年月日

令和 6 年 3 月 31 日

退職時所属所

現 住 所 (退職後の居住地) **7 8 0 0 8 7 0**

高知市○○町1丁目1-1

●R6.4.1以降に提出の場合 ⇒実際の提出日を記入

⇒令和6年4月1日と記入

電話(088)823-000

生年月日

(退職時における年齢)

昭和 38 年 8 月 10 日

(満 60 歳)

- □(1) 配偶者がいない。または単身で加入する。
- ☑ (2) 配偶者は現職会員である。 (下の①に記入) ①配偶者の共済組合員等記号番号 123456 組合員氏名 福利花子 所属所名 〇〇中学校
- □ (3) 配偶者は現職会員ではない。
- □(4) 配偶者は特別会員である。 (下の①に記入)

□ (5) 夫婦が現職会員で、同時に退職する。 (下の①に記入)

①配偶者の共済組合員等記号番号_____組合員氏名_____所属所名_

- ※ (2)、(3)の該当者は、様式6号の配偶者届を提出のこと。
- ※ (1)、(4)、(5)の該当者は、様式13号の単身者一時金請求書を提出のこと。
- 注) 1. この異動届は、**退職後 1 ヶ月以内に提出してください**。 (その後の加入は、認められないので特に注意のこと。)
 - 2. この異動届を提出されますと、互助会から折返し、残余掛金納入等の 事務手続きをお知らせします。

様式第6号

		配	偶	者	届				
退職した	氏 名			副利	花子	<u>-</u>		□ 男 ☑ 女	
現職会員	生年月日	□平	和 成	年	6 月	1	日(満	58 歳)	
の配偶者	婚姻年月日	□昭 □平 ☑令	和 成 和	年	8 月	15	Ħ		
配偶者が勤 その勤務先	めている時は		00)中学	校				
上記のとおり配偶者医療費補助金給付の対象となる配偶者を戸籍を 添えて届け出ます。 ●R6. 3月中に提出の場合 ⇒令和6年4月1日と記入									
令和	6 年	4	1	1				提出の場合 日を記入	}
〒 7800870 住 所 高知市〇〇町1丁目1-1									
	会員氏名	福和	利 太郎	k					
— 般	財団法人	髙 知	県 教 職	員 互	助 会 理	里事 長	ŧ	様	

この届を提出する場合、配偶者の戸籍 (1部、コピー可)を添付してください。

※内縁関係の場合でも届出可能です。

様式第13号

单 身 者 一 時 金 請 求 書

元会員氏名	福利	太郎	最	○○小学校
元共済組合員 等記 号番 号	123	456	所属コード	
互助会加入年月日	✓ 平成□ 令和11 年	4 月 1 日	退職年月日	· 令和 6 年 3 月 31 日
	禺者が、特別会員に 歳の場合も含みます			`。 [等記号番号を記入してください。)
特別会員番号	12	23456	氏 名	福利 花子
住 所	同居		^{元成} 5 年 3 月	31 日
	おり請求します。 高知県教職員互助会	理事長 様		
	請求者	高知市〇〇町	^{令和} 1 丁目1-1	6 年 4 月 1 日 ●R6.3月中に提出の場合 ⇒令和6年4月1日と記入 ●R6.4.1以降に提出の場合 ⇒実際の提出日を記入
	(^{退職後の}) 住居地 氏名 会員との続柄	福利 太郎 本人	電	話(088 — 823 — 0000)

特別会員又は特別会員に準ずる配偶者になるとき、その者に掛金納入残と返還を受ける(単身者一時金給付)掛金があるときは、双方を相殺します。

様式6号

(豆,

退職慰労金請求書

元会員氏名	互助 一郎	共済組合員 等記号番号			4	5	6	7
互助会加入年月日	昭和 平成 62 年 4 月 1 日 令和	元 所 属 所住 所	〒 7 8 0 5 5 高知市〇〇町					
退職年月日	平成 6 年 3 月 31 日	元所属所名	〇〇高等	学	校			
·	とおり請求します。							

一般財団法人高知県教職員互助会理事長様

令和 6 年 4 月 1 日

●R6.3月中に提出の場合 ⇒令和6年4月1日と記入

●R6. 4. 1以降に提出の場合 ⇒実際の提出日を記入 住 所 〒 7 8 0 9 9 9 9

(退職後の居住地) 請求者

高知市〇〇町22-11

氏名 互助 一郎

会員との続柄(本人) Tm 088 - 823 - **67

A 🕏	元 給 金 額		B~Eは未紗	掛	金等の支給金額	から控除するもの	があ	ある場	合のみ記入	
A >	え 給 金 額		B 一般互助部掛金	С	退職互助部掛金	D その他()	Е	A-(B+C+D)	
			※	※		*	•	*		
1	0,000	円	円		円		円			円

上記のとおり請求がありましたので提出します。

→ 令和 6 年 4 月 1 日

●R6.3月中に提出の場合 ⇒令和6年4月1日と記入

●R6.4.1以降に提出の場合 ⇒実際の提出日を記入 職 名 ○○高等学校長

所属所長

氏 名

注意事項

(1) ※は記入しないでください。

●R6.3月中に提出の場合は氏名を記入しない

(2) 請求及び所属所長欄の日付は退職年月日の翌日以降(統廃合等で退職日の翌日以降所属所が存在しない場合は退職日)の日付を記入してください。

特別会員届

加入

フリガナ	フクリ タロウ	最終所属所	区 共済組合員等	特別会員
会員氏名	福利 太郎	〇〇小学校	分 記号番号 17 18 H07. 03. 31以降退職者 1 1 2 3 4 5	24 H07.03
1 (変更時 会員 78 5	年 月 日 5	格 喪 失 日	●R6. 4. 1以降	4月1日と記
令 和 ———	0 6 0 4 0 1 市町村名 フリガナ	大字	以 下 (フリガナ)	
(変更時のみる	市町村名 漢字 136~215	大 字	以下(漢字)	
み 記 入)	市町村コード 郵 (1 216 222	- 話	市外局番 局番 088 - 823 本人・被扶	番号 - OOOC
本保険		、保険の名称及び番号	246 養者の別 1 2 本 被 人 共	
人の種の類	保険加入取消年月日 247 248 1 2 3 4 5 年 年 加 取 訂 取 令 入 消 正 消 和 表 分 流 日本	月 日 日 Final Property 1	保険の記号番	月
271 配 272 1 有 3. 4 者 出	氏 名 都	7か1 ハナコ 記利 花子	313~319 生 年 3 4 年 昭 平 和 成 4 0	月 月 月 日 0 6 0 1
321 令 和	資格取得日 328 資 年月月日 日 5 合 060401 日 5 合	格 喪 失 日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
配保険のの	保険種別コード 加入 342 番号 名称 保険加入取消年月日	保険の名称及び番号	本人・被扶 345 養者の別 1 2 本 接 人 養者	
偶者の	346 347 1 2 3 4 5 年 加 取 訂 取 令 八 消 正 消 和 人 消 正 復 活	月 日 日		
(変更時のみ記入) (変更時のみ記入)	銀行コード 支店コード 370 374 金層	・ 支店等□ 銀行□ 労金□ 信金	名称	1座番号 [3

様式1 特別会員異動届

特別会員異動届

	令和] 左	F	月	Ħ
一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様					
氏名					
	上汝如人吕筮言	コ 日. 桑. 日.		\	
	共済組合員等記	-			
互助会退職互助部特別会員となることを希望			9 。		
退職年月日 令和 年	月	日			
退職時所属所					
現 住 所 〒					
(22 mg (2 × 27 ld 12 20)					
	*** /	,			
	電話()		_	
生 年 月 日	昭和	年	月	目	
(退職時における年齢) 			(満	歳))
あなたが該当するものに √ をしてくださ	٧١°				
□(1) 配偶者がいない。または単身で加入	する。				
□ (2) 配偶者は現職会員である。 (下の)	Dに記入)				
①配偶者の共済組合員等記号番号			所属	属所名	
 □ (3) 配偶者は現職会員ではない。					
□ (4) 配偶者は特別会員である。 (下の(Dに記入)				
①配偶者の特別会員番号			退職年	月日	
			_		
①配偶者の共済組合員等記号番号				属所名_	
※ (2)、(3)の該当者は、様式6号の配偶者		-			
※ (1)、(4)、(5)の該当者は、様式13号の単	迫身者一時金請	求書を	提出のこ	こと。	

- 注) 1. この異動届は、退職後1ヶ月以内に提出してください。 (その後の加入は、認められないので特に注意のこと。)
 - 2. この異動届を提出されますと、互助会から折返し、残余掛金納入等の事務手続きをお知らせします。

様式2 配偶者届

		配	偶	者	届			
 退職した	氏 名						□ 男	
現職会員	生年月日	四四口平	和成	年	月	日(満	歳)	
の配偶者	婚姻年月日	□昭 □平 □令	和 成 和	年	月	目		
配偶者が勤 その勤務先	めている時は							
	上記のとおり配偶者医療費補助金給付の対象となる配偶者を戸籍を添えて届け出ます。							
令和	中 年	J	1	目				
	〒							
会員氏名								
一般	財団法人	髙 知	県 教 哨	見 互 貝	助会理	事長	镁	

この届を提出する場合、配偶者の戸籍(1部、コピー可)を添付してください。

様式3 単身者一時金請求書

単 身 者 一 時 金 請 求 書

元				最	終					
会員氏名				所属所	名					
元共済組合員				所属コ	ード					
等記号番号				川属山	1.					
互助会加	平成年	月	П	退職年月	3 11	4	う和	年	月	目
入年月日	□令和	Я	Н	赵 椒 干 /) H	ı	1 小日	+	Л	H
あなたの配偶	- 禺者が、特別会員!	こなってい	るときは記	己入してくか	ごさい	0				
(同時に退職	戦の場合も含みま~	すが、特別:	会員番号欄	闌には共済約	且合員	等記	号番号	号を記入	してくださ	ν _°)
特別会員番号	;			r 4						
(又は共済組合員等記号	番号)			氏 名						
住所		退職	□ 平成	年	· 月	目	最	終		
12 //		年月日	□ 令和		71	Р	所属	属所名		
上記のとは	おり請求します。									
一般財団法人語	高知県教職員互助会	全理事長 🧦	镁							
		447		_	T				_	
				行	·和	4	年	月	目	
	₹		Ш							
										
	住 所									
計	青求 者									
	(退職後の) 住居地)					. ,				
	【住居地】				電話	i (_	_)
	氏 名									
	氏 名									
£	会員との続柄									
特別会員又は	は特別会員に準ずん	る配偶者に	なるとき、	その者に打	卦金納	入残	と返済	還を受け	る(単身者	一時金給

特別会員又は特別会員に準ずる配偶者になるとき、その者に掛金納入残と返還を受ける(単身者一時金給付)掛金があるときは、双方を相殺します。

様式4 退職慰労金請求書

退職慰労金請求書

元会員氏名					共済組合」 等記号番		高知			
互 助 会 加 入 年 月 日	昭和 平成 令和	年	月	日	元 所 属 〕	所 〒 <u></u>				
退職年月日	令和	年	月	Ш	元所属所의	名				
上記のとおり請求します。 一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様										
	令和	年	月請	日 _{(i} 求者	生所	₸∏				
					氏 名					
		5	会員との	続柄()	Tel	_	_	_	
A 支給	金額				の支給金額 は互助部掛金	から控除す D その他(るものが		み記入 (B+C+D)	
10,	000 円	*		<u>*</u>		<u>*</u>	———´	<u>*</u>	(D · O · D)	円

上記のとおり請求がありましたので提出します。

令和 年 月 日

職名

所属所長

氏 名

注意事項

- (1) ※は記入しないでください。
- (2) 請求及び所属所長欄の日付は退職年月日の翌日以降(統廃合等で退職日の翌日以降所属所が存在しない場合は退職日)の日付を記入してください。

様式 5 特別会員届

特別会員届

加入

届出年月日 令和 年 月 日

フリガナ		最終所属所	区 共済組合員等 分 記号番号 7 18 H07.03.31以降退職者	特別会員番号 24 H07.03.30以前退職者
	ガナ のみ記入) 46~69		1 70~76 生年 3 昭 和	月 日 77 月 日 1 2 男 女
	資格取得日 85 資格 年 月日 5 令 和 和	各喪失日 本人		105 105
(変更時の	市町村名 フリガナ 106~135 市町村名 漢字 136~215		以 下 (フリガナ) 以 下 (漢 字)	
み 記 入	<u>市町村コード</u> 郵 便 216 222	重番号 電 市 229 話	外局番	番号
本保険	番号 名称	保険の名称及び番号	本人・被扶 246 養者の別 1 2 本 被 人 携 者 保 険 の 記 号 番	· 异
種の類	247 248 1 2 3 4 5 年 月 加 取 訂 取 令 A 当 正 消 和	255		270
271 配 272 1 2. 偶 有 3. 4	0 フリガナ 無 し 配 偶 者 ^{289~312} 氏 名		313~319 生 年 3 4 年 昭 平 和 成	月 日 320 月 日 日 1 2 男 女
321 5 令 和		格 喪 失 日 配信	具者世帯番号 	
配保険	番号	呆険の名称及び番号	本人・被扶 345 養者の別 1 2 本 _扶 人 **	
の 者 種 の 類	346 347 1 2 3 4 5 年 加 取 訂 取 令 ス 当 正 消 和	354	保険の記号番	另 369
取引金融機	370 374 Stz. (A)12	機関名 支店等名 銀行 労金 信金	称	P